

授業公開キャラバン 授業案

平成 19 年 5 月 25 日 (金)
大阪国際滝井高等学校 情報科
伊美 聡【imi@oith.oiu.ac.jp】

■大阪国際滝井高等学校 情報科 共通目標 (平成 19 年度教育概要より)

- ・ 問題解決能力ならびに情報活用能力の育成
- ・ 情報社会に参画する態度を育てる

■日時：平成 19 年 6 月 1 日 (金) 第 7 時間目 (15 : 40 ~ 16 : 30)

■場所：1 年 1 組教室 (西館 4 階)

■指導対象：第 1 学年 1 組 (国際科在籍 28 人)

■使用教材：日本文教出版「新・情報 A」

■単元名：「著作権について ~実際の事例に基づいて~」(2 時間内容の 2 時間目)

…教科書 78 ページから 79 ページや別紙プリントを使って著作権についての説明を行い、
その中から実際の事例に基づいて著作権についての理解を深める。

■学習目標

- ・ 身近な事例を元に、著作権についての理解を深める
- ・ 授業の中から人と人とのコミュニケーションの大切さを実感する

■授業計画

時間	活動内容	留意事項
0	あいさつ	
3	「前回の授業のふりかえり」【別紙資料 1 (2) ~ (8)】 ・ 著作権 ・ 著作人格権・著作権 (財産権) の名前と意味をふりかえる	生徒にはプリント (別紙資料) に書かれている内容を見せながら説明を行う
15	「日常にある著作権の事例から」【別紙資料 1 No(9) ~ (14)】 □説明と注意点 ・ 3 問提示 ・ 侵害している場合は○とし、どの権利の侵害に当たるか用紙に記入する ・ 隣近所で話し合っって答を出してもいい	
20	□ 1 問目 (前回の授業の復習)【別紙資料 1 No(10)】 「A さんは、テレビでやっていた映画をビデオに録画して、友達 B さんに貸しました。これは、著作権を侵害する。○か×か。」	復習のため問題を出したら答をすぐに出す DVD のパッケージを見せて説明を行う

	○ 複製権の侵害・頒布権の侵害	
25	□2 問目【別紙資料 1 No(11)～(12)】 「Aさんは、レンタル屋で借りてきたCDのコピーを作り、友達Cさんにタダで配りました。これは、著作権を侵害する。○か×か。」	3分程度隣近所で話し合いをさせ、答を出させる。 そのとき、プリントや教科書を参考にしてもよい
27	答を伝える ○ 複製権の侵害・譲渡権の侵害 次ページも見せて説明する	答を提示するときは、DVDのパッケージを見せて説明を行う。 生徒には聞くよう指示をする。
32	□3 問目【別紙資料 1 No(13)～(14)】 「伊美先生は授業中に、資料 1 として朝日新聞の記事を配りました。これは著作権の侵害になる。○か×か。」	
35	答を伝える 本当は○ しかしながら、教育現場では特例として認められてきたという経緯があります。(P 153・著作権の制限) 次ページ「こういったことは」を見せて説明する	教科書 153 ページの著作権の制限を見せながら説明を行う 生徒には聞くよう指示をする。
40	「現在著作権が盛り上がっている背景」【別紙資料 1 No(15)】 ・「権利」意識の向上 ・デジタル化・インターネットの進歩	シートを見せながら説明を行う。特にデジタル化、インターネットの進歩に関しては、複製が容易に行えることを中心に説明を行う。
45	「まとめ 著作権と向き合うには」【別紙資料 1 No(17)】 ・他の人が撮影した写真や作成した文章を使う場合は、必ず「引用先」を明らかにする ・できればその写真や文章を作った人に了承をもらう →常に相手のことを考えて、自ら進んでコミュニケーションをとりながら行動すること。(教P136)	シートを出してまずは書かせる。書かせたあとに説明を行う。教科書 136 ページを見せながら説明を行う。
50	あいさつ	